

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
徳永クリニック	八潮市八條一五六七八潮団地二五号棟	令和三年二月四日
新倉診療所	和光市新倉四―一二―三	令和三年一月二十九日
金子歯科医院	久喜市古久喜一五五―二	令和三年一月三十一日
漆原歯科クリニック	鴻巣市宮地四―一五―六	令和二年六月三十日
おがわまち薬局	比企郡小川町大塚三二―八	令和三年一月三十一日

二 指定施術機関

氏名	種茂 剛		本田 直史		内田 健太	
住所						
施 術 所	名称	たねもほり治療院	プラナ治療院	ハートフル鍼灸マ ッサージ院池袋		
	所在地	新座市栄三―六―三 七A&Tガーデンハ ウスー〇一	さいたま市緑区三室 一二六二―六	東京都豊島区西池袋 二―二二―八目第 二櫛マンション一〇 四号		
廃止年月日	平成二十九年十二月十五日		令和三年二月十日	令和三年三月一日		